

暮らし

volume

82

2020年春号

〈特集〉

シェアハウスで暮らす

大阪くらしの今昔館 news

付き合いの原点 井戸端会議

トピックス 民法改正 住まいを借りるルールの見直し

大阪市住まいのガイド

借りる・買う・建てる・建て替える

各種住宅施策のご案内

コラム 角淳一氏(フリーアナウンサー)

〈今月の表紙〉

「ideau」がある「ぐるぐるぞだつながや」のシェアキッチン。

特集

シェアハウスで暮らす

シェアハウスという住まい方をご存知でしょうか？ひとつの建物の中で、リビングや台所・浴室を共有し、個室などプライベート空間もありながら、年齢・性別・家族構成などの異なる人同士で共に生活することです。

暮らし方や働き方の多様性が広がっている現代。目標や目的の異なる人同士が互いの価値観を認め合い、空間を共有するだけではない暮らしを選ぶ人が増えています。今回は、大阪市内にあるシェアハウスの様々な事例を紹介していきます。



(有)Come on upが運営するシェアハウスでの様子。
(有) Come on up提供

Come on UP 新大阪―朱・宙―(淀川区)

多様性の中で育まれる、新しい「家」のかたち

時には家族のように、時には他人のように、時には親友のように。同じ空間に暮らし、偽らない素の自分で過ごす日常の中で築かれていく関係性がシェアハウスにはある。「様々なバックグラウンドを持つた人が、自然に交流しあつて成長できる場だ」と、全国で30軒以上のシェアハウスを運営する有限会社Come on UPの代表永瀬泰子さんは話す。

シェアハウスごとに、家の雰囲気は変わる。住む人によって、ルール、コミュニケーションの築かれ方は全く変わるからだ。ハウスの定員は5〜9名の少人数。気が合う合わないの区別なく、全員と関わるサイズはコミュニケーションが円滑に育まれる秘訣だそう。近隣地域と住人の関係も自然体で、住人が通う自転車屋や近所の飲食店の店員が、ホームパーティーに参加することもある。当たり前の日常の中で、人間関係が広がっている。

そんなCome on UPのシェアハウスの中に、多様な働き方が増えている今、仕事と暮らしを融合させてみよう



住人とスタッフの皆さん。左から加藤弥生さん、平井昇太さん、田中元気さん、前田政哉さん、石川直道さん、村山葵さん。シェアハウスの住人である石川さんはスタッフに。住人の方から広がった人脈でどんどん夢に近づいているエピソードも。



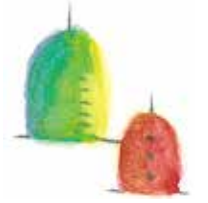
シェアハウス内のコミュニケーションを円滑にさせるコツは、ハード面にもある。家に帰って部屋に入る時に、帰ってきた人がリビングから見えるようにすることで、「おかえり」と言いやすしたり、キッチンで料理をしている人とリビングにいる人が顔を見て会話できるように家具を配置したりする。



24時間利用できる coworking スペース「Crossing」の様子。



新大阪「朱」の撮影時にひょっこり姿を現した住人の田中さん。歯みがき最中も快く撮影に応じてくれた。



いう実験的な試みのハウスが新大阪にある。ビルの6階、8階がシェアハウス「朱(あか)・宙(そら)」で、7階には24時間利用できる coworking スペース「Crossing」が付いている。「他業種の人と情報交換したり、資格の勉強をしたり。ステップアップしようとする人にとって、新しくフィールドが広がるきっかけになれば嬉しい」とスタッフの前田政哉さんは話す。住人同士、互いに頑張る姿が見えること自体が心の支えになる。交流をきっかけに新しい仕事も生まれている。地方の活性化に関わりたという目的で、都市部での活動拠点として活用する住人もいるそうだ。

スタッフが一番嬉しいのは、シェアハウスの元住人が、また「家」に帰りたいと言ってくれる時だという。同じ釜の飯を食う関係性は強い。互いに自立し、認め合い、家族という柱だけではない、複数の柱で支え合い立つ「家」なのだ。暮らしも仕事も、高め合える関係性。時代が進み需要も変化し、さらに新しいシェアハウスの形も生まれていきそうだ。



ideau (平野区)

ママも子どもも活き活きと、地域と繋がりが合う



左から綿谷さんご夫婦(ぐるぐるそだつながやオーナー)、越野健さん(株式会社Peace Festa代表)、安田委久美さん(ideau住人)。



「ideau」各部屋のトイレと浴室。共有の場合が多い中、大家の綿谷さんが、住人の要望に応じて設置した。

大阪市平野区にある空き家となった長屋を再生した「ぐるぐるそだつながや」内に、シングルマザー限定のシェアハウス「ideau」はある。「ぐるぐるそだつながや」は、元々路地を挟んで建っていた南棟6軒と北棟4軒の築50年を超える長屋を改修し、南棟が家族向け一般賃貸住宅3軒と、シェアハウス(5部屋)に、北棟の半分がシェアキッチン、レンタルスペースに生まれ変わった。

「親子がワイワイと集えるような場所をつくりたいという夢があった」とideauの発起人兼住人である安田委



大家の綿谷さんご夫婦が開く自家焙煎珈琲店には、地域の人が集まる。シェアハウスの状況を地域に伝える媒介役として一役買っている。

久美さん。そんな時SNSで見つけた、平野区の空き家マッチングカフェで、ぐるぐるそだつながやの大家である綿谷茂さんに出会った。綿谷さんは、平野区の空き家相談会で出会ったコンサルタントや建築士と共に長屋の再生の取組を進めている最中だった。「地域が繋がりを持てる居場所づくりをめざしたい」という綿谷さんの想いに共感し、現在、ideauの運営を担う株式会社Peace Festa代表の越野健さんと安田さんも取組に加わることとなった。

今、敷地内では子どもが元気に走り回り、イベントスペースを使って、子ども向けのプログラミング講座やハロウィンパーティーなど様々な催しが行われている。住人やママ友だけでなく、建物にある掲示板を見て地域の人たちも足を運び、習



イベント時には、子どもたちが走り回る風景が見られた。

い事など子育て情報の交換が行われている。そんな様子を喜んでいるのは、綿谷さんだ。父の代から引き継いだ長屋。当時は駄菓子屋やクリーニング屋などもあり、賑わいを見せていたが、全室空き家となった時、ふと当時の賑わっていた長屋の姿を思い出したそう。「近くに大和川がある。氾濫に備えた防災の観点でも、こういう場所で育まれるゆるやかな地域の繋がりが必要なのではと感じている」と綿谷さん。

こうして、シングルマザーがシェアハウスの中だけでなく、地域とも繋がり合うという新しい形のシェアが生まれた。「今後は、前職の人材サービソ会社での経験を活かして、シングルマザーの就労支援に力をいれていきたい」と安田さんは笑顔だ。自分らしい生き方を実現するため、さらなる夢に一步を踏み出している。

見守りシェアハウス弁天堂（阿倍野区）

高齢者も見守る人も幸せにしたい



大阪市阿倍野区にある「見守りシェアハウス弁天堂」は、寝たきりも含め要介護度を問わず、高齢者が生活できる賃貸住宅だ。高齢の住人に対しては、介護保険

サービスを利用したケアプランに基づき、医療機関と連携して、医師の定期的な往診や24時間体制の介護も行われている。住人との距離も近く、代表の宮川納美さん自らが介護士として、夜勤で見守りの対応をすることもある。

オープン当初から住んでいる森田紀代さん（80歳）もここに住み始めてから体調がよくなったそうだ。「スタッフさんや代表の宮川さんの顔が見えて、なんでも言える関係性があって安心。今は住んでいるみんなと仲良く笑っていられるので、不安がない。もう一人では暮らせないと森田さんは笑う。

宮川さんは、元々デイサービスの運営に携わっていた。そんな中、限られた時間で介護サービスを提供することに限界を感じ、住まいを提供することで、その人の生活全般に関わりたいたと考えたそう。賃

貸住宅よりも安心で、老人福祉施設よりも制限が少なく自由という住まい方をめざしてシェアハウスの形態を取り入れた」と宮川さん。

もちろん、運営する上で課題はある。現行の介護保険による居宅サービスでは、一人の介護者が同時に複数の人にサービスを提供することができない。例えば5人の入居者が同時に食卓を囲んだ場合、介護者が5人必要になる。高齢者向けシェアハウスという新たな住まい方が出てきている中で、より柔軟に制度を使うことができれば、高齢期の暮らしの可能性はもっと広がると宮川さんは考えている。

「一番は、高齢者が豊かに過ごせる状況であること。見守る側の介護者が幸せであれば、そのサービスを受ける利用者さんも幸せを感じられるはず。介護はプロの職人なのに、社会的地位や給料もまだまだ低い。介護者が幸せな状態というのは、ひいては高齢者の方が幸せな状態のことだと思う。その仕組みづくりに取り組んでいる」。宮川さんの挑戦は続いている。



リビングにある洗面台は、車椅子利用の方でも使えるよう設えられている。



見守りシェアハウス弁天堂の立ち上げ時には、国の補助金を活用して改修を行い、セーフティネット住宅として登録している。



森田さんは、元気なときは介護職員と近所のスーパーに出かけたり、料理を作ることもあるのだそう。

一賃貸住宅を退去するときのルールが明文化されましたー

■賃貸住宅を退去するときは、どのような状態で返せばいいの？

通常損耗・経年劣化については原状回復義務を負いません。

通常損耗・経年劣化にあたる例



家具の設置跡、
冷蔵庫等による電気ヤケ

通常損耗・経年劣化にあたらぬ例



ペットによる柱などのキズ・臭い
タバコのヤニ・臭い、不注意によるキズ等

※参考資料：国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」

住まいを借りる
ルールの見直し

すまじょーくん

民法改正

2020年4月1日より改正民法が施行され、住まいを借りる契約に関するルールも見直されています。今回は、賃貸住宅を退去する際のルールの改正についてみてみましょう。

解説①
賃借人の原状回復義務及び
取去義務等の明確化

改正民法では、賃貸借終了時の賃借人の義務につき、①賃借物の通常損耗や経年劣化については原状回復義務を負わない、②賃借物に備え付けたものは、分離できないもの、分離に過分の費用を要するものを除いて取去(※)する義務を負う、と明文化されました(六二二条、六二三条)。

この改正は、従来の判例の見解を明文化したもので、従前の実務の取扱いを大きく変更するものではありませんが、事後の争いを避けるためにも、契約時点で、それらの範囲、費用負担の区分を明確にし、回復すべき「原状」を写真や図面等で明確にしておくことが望ましいといえます。

原状回復義務については、当事者の合意によって通常損耗や経年劣化も含めて原状回復を行うと契約に定めること自体はなお有効とされますが、個別の状況を踏まえて明確な合意があるといえない場合、暴利行為と評価されるような場合等は、消費者契約法により、賃借人(消費者)に一方的に不利な特約として無効とされます。

※取り外して撤去すること

■預けた敷金は、いつ返してもらえるの？

借りる際に
預けた敷金



未払い賃料、原状回復費用等を差し引いて残額があれば退去後に返還される



住まい情報センター
相談員アドバイス

- ①入居時に部屋の状況を写真で記録しておきましょう。
- ②敷金から多額の原状回復費用を差し引かれなかったためにも部屋の使い方に気を付けましょう。



すまいわる

解説②
敷金に関する
ルールの明確化

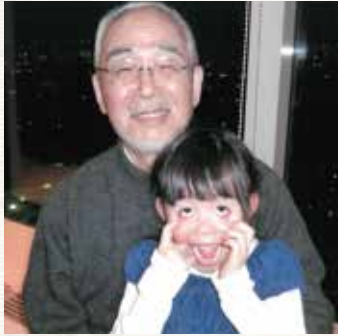
旧法では敷金に関する規定はありませんでしたが、改正民法では、「いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃借人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭」と定義され、「賃貸借が終了し、かつ、賃貸物の返還を受けたとき」に返還するという内容が明文化されました(六二三条の二)。

これまでの実務では、敷金、保証金、権利金など様々な名目で金銭授受がなされていましたが、「いかなる名目によるかを問わず」とされたので、右記の定義に当たれば「敷金」として取り扱われることとなります。

この改正は、従来の判例の見解を明文化したもので、従前の実務の取扱いを大きく変更するものではありませんが、明文化されたことで、消費者契約法により、相当な金額を超える敷引特約などの消費者である賃借人に一方的に不利な特約は無効とされる可能性があると考えられます。

弁護士 中村昭喜

「こだわらず、こだわらず」



角 淳一

フリーアナウンサー

私の家の周りの景色が随分変わった。地の人(昔から住んでいる人)がなくなり新しい人が増えた。そのスピードは早くなった。当主(男性)が死亡し近くの親戚も転居していった。知り合いが少なくなり村の情報も入らなくなった。葬儀も会館でするので気が付かない場合もある。すぐ近くの主治医の死亡もわからなかった。そしてその病院もなくなった。

私は戦争で父を亡くし、親戚の伯父一家の世話を受けながら母親に育てられた。母は子どもを育て角家を守るという使命を持って、三洋電機で働き、92歳まで生きた。私はその母親の心を受け継いでいると思っていたが、子どもへの財産の受け継ぎに関してはクールである。

後期高齢者になり私は終活に入った。

子どもたちは(孫までも)大きな家は要らないと言う。私が母から受け継いだ家を引き継ぐ気はないらしい。そう言えば高度経済成長が終わり、人口は減り、昭和の活気はなくなった。若者は小さな幸せを求め趣味に生きる。出来るだけ趣味の合う気の合う人と摩擦の少ない生活を楽しみたい。多様化した生活、家、メディアも変わった。今までのマスメディアはもうマスではなくなった。個人が思い思いの気分でインターネットやスマホで発信する。理由は分かる。誰にも邪魔されず自己表現したい。これは人間の本質だから。いつ大地震が来るかもしれないという不安の中で、住む家を考え、老後を考え、歩むべき自分の人生を考える。

人それぞれに。

人それぞれが自由に暮らす。素晴らしいことだが大変難しい。将来私たちの周りに外国の人がもつと増え、隣近所の様子は激変するかもしれない。去年その理想形を見た。ラグビーワールドカップだ。日本代表の様々な人たちが夢のような一瞬だった。我々の日常生活の中にあのようなマトマリと個性発揮は作り出せるのか？

終活を考え、子どもたちの将来を案じながら自分の周りの変化に戸惑っている。でも「その時はその時」「こだわらず、こだわらず」が正解かも。



山車(だんじり)は
2013年に私の村で復活しました。
どう引き継がれるのか？

※大阪市の市外局番は「06」です。※各事業の詳細は、おおさか・あんじゅ・ネット (<http://www.osaka-angenet.jp/>) および大阪市ホームページでご確認ください。
 ※補助、助成事業の利用には条件があり、事前協議が必要ですのでお早めにご相談ください。なお、予算額に達し次第受付を終了しますのでご注意ください。

住まいを買う・建てる・建て替える・解体する

制度名称	制度概要	お問い合わせ
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度	初めて住宅を取得する、新婚世帯・子育て世帯を対象に住宅ローンの利子の一部を補助します。なお、予算の範囲内で先着順に受付します。申し込みにかかる資格要件につきましては窓口までお問い合わせください。	大阪市都市整備局 住宅支援受付窓口 (住まい情報センター4階) ●TEL:6356-0805●FAX:6356-0807
大阪市子育て安心マンション認定制度	‘子育てに配慮した仕様’と‘子育てを支援する環境’を備えた良質な民間の新築マンションを認定し、その情報を大阪市ホームページ等で広く情報発信していきます。	大阪市都市整備局 安心居住課 ●TEL:6208-9648●FAX:6202-7064
大阪市防災力強化マンション認定制度	耐震性や耐火性等建物の安全性に関する基準に適合することに加え、被災時の生活維持に求められる設備・施設等の整備、住民による日常的な防災活動等により防災力が強化されたマンションを認定し、広く情報発信していきます。	大阪市都市整備局 まちなみ環境グループ ●TEL:6208-9631●FAX:6202-7064
大阪市エコ住宅普及促進事業	断熱性能が高く、太陽光発電や省エネ性能に優れた設備などを備えたマンション等を「大阪エコ住宅」として認定し、広く情報発信していきます。	大阪市都市整備局 耐震・密集市街地整備受付窓口 (住まい情報センター4階) ●TEL:6882-7053●FAX:6882-0877 ※優先地区等のエリアの詳細はお問合せください。 一部エリアでは、補助要件を緩和しています。 ※その他、建替え相談や従前居住者の方へ家賃補助制度等も行っていきます。
民間老朽住宅建替支援事業 (タテカエ・サポートینگ21)	集合住宅への建替建設費補助	昭和56年5月31日以前建築のアパートや長屋等を集合住宅(マンション・アパートなど)に建替える場合、建替え費用の一部を補助します。
	隣地を取得した戸建住宅への建替建設費補助	優先地区において、未接道敷地や狭小敷地を解消するために隣地を売買で取得した敷地において、昭和56年5月31日以前建築の建物を戸建住宅に建替える場合、設計・解体費用等の一部を補助します。
	狭い道路に面した古い木造住宅の解体費補助	優先地区において、幅員4m未満の道路に面する昭和25年以前建築(重点整備エリアにおいては、幅員6m未満の道路に面する昭和56年5月31日以前建築)の木造住宅を解体する場合、解体費用の一部を補助します。
防災空地活用型除却費補助制度	優先地区内の一部エリア等において、幅員6m未満の道路に面する昭和56年5月31日以前建築の木造住宅を解体し、跡地を災害時の避難等に役立つ防災空地として活用する場合、解体費用及び空地整備費用の一部を補助します。 ※本制度を活用して防災空地を整備した場合、土地の固定資産税・都市計画税が非課税になります(整備の翌年以降)。	大阪市都市整備局 密集市街地整備グループ ●TEL:6208-9234●FAX:6202-7025

住まいを改修する

制度名称	制度概要	お問い合わせ
大阪市耐震診断・改修補助事業	一定の要件を満たす戸建住宅等の所有者に対して、耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。また、耐震事業者の紹介を行います。	大阪市都市整備局 耐震・密集市街地整備受付窓口 (住まい情報センター4階) ●TEL:6882-7053●FAX:6882-0877
マンション耐震化緊急支援事業	一定の要件を満たすマンションの所有者に対して、耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。	大阪市都市整備局 民間住宅助成グループ ●TEL:6208-9228●FAX:6202-7064
ブロック塀等撤去促進事業	道路等に面した一定の高さ以上のブロック塀等の撤去および軽量フェンス等の新設工事に要する費用の一部を補助します。	大阪市都市整備局 まちなみ環境グループ ●TEL:6208-9631●FAX:6202-7064
大阪市子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修促進事業	LDK化や断熱改修、ユニットバスの新設・改良工事等、子育て世帯等の入居に資する改修工事を行う民間賃貸住宅等のオーナーに対して、改修工事費の一部を補助します。	大阪市都市整備局 防災・耐震化計画グループ ●TEL:6208-9622●FAX:6202-7025
建物の修景に関する無料相談	建物の外観の特徴を活かした改修や、まちなみに配慮した整備等、建物の「修景」に関することならどんなことでもお気軽にご相談ください。	各区保健福祉センター 保健福祉課
大阪市空家利活用改修補助事業	空家の利活用にに向けた良質なストックへの改修を促進するため、住宅の性能向上に資する改修や地域まちづくりに資する用途への改修に要する費用等の一部を補助します。	大阪市都市整備局 防災・耐震化計画グループ ●TEL:6208-9622●FAX:6202-7025
高齢者住宅改修費給付事業	介護保険制度の居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を受ける方が属する世帯等で、生活支援・介護予防の観点から真に住宅改修が必要と認められる世帯の住宅改修費用の一部を給付します。	各区保健福祉センター 保健福祉課
重度心身障がい者(児)住宅改修費給付事業	在宅の重度の身体・知的障がい者、難病患者等の方が、日常生活上の障がいの除去または軽減に直接効果のある改修工事を行うとき、工事費用の一部を給付します。所得制限があります(ただし、介護保険制度が適用される方は本制度の対象となりません)。なお、必ず事前に申請が必要です。	各区保健福祉センター 保健福祉課

分譲マンション管理組合の方へ

制度名称	制度概要	お問い合わせ
分譲マンションアドバイザー派遣制度	マンションの建替えや計画的な修繕(大規模修繕工事)・省エネルギー改修についてのアドバイスを行うため、管理組合の勉強会等の講師役として専門家を派遣します。計画的な修繕に関するアドバイザー派遣は2回まで受けることができます。(予約制・無料)	予約申込 住まい情報センター ●TEL:6242-1177(相談専用)
分譲マンション長期修繕計画作成費助成制度	分譲マンションの管理組合に対して、長期修繕計画の作成や見直しにかかる費用の一部を補助します。補助率:補助対象となる経費の1/3 上限:30万円	大阪市都市整備局 住宅政策グループ ●TEL:6208-9224●FAX:6202-7064
分譲マンション再生検討費助成制度	分譲マンションの管理組合に対して、マンションの再生(建替え、耐震改修など)を検討する費用の一部を補助します。補助率:補助対象となる経費の1/3 上限:60万円	大阪市都市整備局 住宅政策グループ ●TEL:6208-9224●FAX:6202-7064
大阪市マンション管理支援機構	公共団体や、建築、法律等の専門家団体等が連携して、分譲マンションの管理組合を支援します。登録組合には、セミナーの案内や情報誌等を無料で送付します。	大阪市マンション管理支援機構事務局 (住まい情報センター4階) ●TEL:4801-8232●FAX:6354-8601

大阪市住まいのガイド

紹介している大阪市の公的賃貸住宅や各種制度について、より詳しくお聞きになりたい方はお気軽にお問合せください。

住まい情報センター
相談専用電話
TEL:6242-1177

空家の利活用を応援します!!

「空家利活用改修補助事業」実施中!!

空家の利活用に向けた良質なストックへの改修を促進するため、住宅の性能向上や地域まちづくりに資する用途への改修にかかる費用等の一部を補助します。

補助要件

- 平成12年以前に建築された戸建住宅または長屋建住宅であること
- 賃貸用または売却用として流通しておらず、3か月以上空家であること
- 改修により一定の耐震性能を確保すること、又は耐震性能を有すること
- 利活用事例として、大阪市の情報発信することに了承できること など



改修前



改修後

大阪市 空家 補助

補助の種類	住宅再生型	地域まちづくり活用型
改修後の用途	住宅	地域まちづくり活用型
補助対象者	空家所有者(居住予定者)、 空家取得予定者、賃貸予定者	非営利団体等 (NPO法人、社会福祉法人、公益法人等)
補助内容	省エネやバリアフリーといった、住宅の性能向上に資する改修工事改修工事費用の1/2(最高75万円)を補助※	子ども食堂や高齢者サロンといった、地域まちづくりを活性化するための改修工事改修工事費用の1/2(最高300万円)を補助※

※上記以外にインスペクション(既存住宅状況調査)や耐震診断・設計、耐震改修工事に要する費用にも補助があります。

問合せ:都市整備局環境整備課防災・耐震化計画グループ【電話】6208-9622【FAX】6202-7025

住まいを借りる(公的賃貸住宅等)

- **市営住宅** ・住宅に困っておられる所得の低い方々向けの賃貸住宅です。原則として大阪市内にお住まいの方が対象です。
・収入基準は、一般世帯で158,000円以下、高齢者・障がい者世帯等で259,000円以下(月額所得額)となります。

募集種別	概要	お問い合わせ
定期募集等【抽選】	毎年7月上旬・11月上旬・2月上旬に募集を行います。収入・同居親族等の条件があるほか、一般世帯・新婚・子育て・単身者向け等、各申込区分により申込資格を設定しています。一部の申込区分では、府内居住、市内在勤の方も申込みができます。	大阪市住まい公社募集担当 ●TEL:6882-7024 ●FAX:6882-7021
福祉目的募集【抽選】	毎年5月上旬に募集を行います。ひとり親(配偶者のない方とその子供(20歳未満)のみで構成する世帯)、高齢者(60歳以上)および障がい者(障がい者手帳(身体・精神・療育)等を所持していること)の方々が対象であり、各申込区分により申込資格を設定しています。申込書類は各区保健福祉センターで配布します。	ひとり親住宅/大阪市子ども青少年局 子ども家庭課 ●TEL:6208-8035 ●FAX:6202-6963 高齢者向け住宅/大阪市福祉局 高齢福祉課 ●TEL:6208-8060 ●FAX:6202-6964 障がい者向け住宅/大阪市福祉局 障がい福祉課 ●TEL:6208-8081 ●FAX:6202-6962
随時募集【先着順、一部抽選】	定期募集等において、応募者が募集戸数に満たなかった住戸について、先着順で随時募集を行っています。年3回、募集住戸の追加があり、追加住戸については、抽選で入居者を決定します。	大阪市住まい公社募集担当 ●TEL:6882-7024 ●FAX:6882-7021

- **中堅層向け住宅** 公営住宅の収入基準を超えている方等、中堅所得者向け賃貸住宅(先着順)です。大阪市内にお住まいの方も申し込みができます。
- **その他の公的賃貸住宅**

住宅種別	お問い合わせ	管理者	お問い合わせ
大阪市管理 市営すまいりんぐ(子育て応援型)・市営すまいりんぐ・市営特定賃貸住宅・市営再開発住宅	大阪市住まい公社募集担当 ●TEL:6882-7012 ●FAX:6882-7021	大阪府	大阪府営住宅藤井寺管理センター ●TEL:072-930-1093
大阪市住まい公社管理 公社一般賃貸住宅・公社すまいりんぐ・民間すまいりんぐ(公社管理)	大阪市住まい公社募集担当 ●TEL:6882-9000 ●FAX:6882-7021	大阪府 住宅供給公社	大阪府住宅供給公社募集グループ ●TEL:6203-5454
民間指定法人管理 民間すまいりんぐ(指定法人管理)	大阪市都市整備局 特優賃受付窓口 ●TEL:6882-7055 ●FAX:6882-7031 ※入居申込は各法人を案内させていただきます。	都市再生機構 (UR都市機構)	UR梅田営業センター●TEL:6346-3456 空室情報フリーダイヤル:0120-23-3456

民間賃貸住宅

制度名称	制度概要	お問い合わせ
セーフティネット住宅登録制度	低額所得者や高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する方の入居を拒まない住宅として、大阪市内に登録された民間賃貸住宅を、以下のサイトで検索できます。 (セーフティネット住宅情報提供システム)https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php	大阪市都市整備局 安心居住課 ●TEL:6208-9222 ●FAX:6202-7064
サービス付き高齢者向け住宅登録制度	高齢者が安心して暮らすことができる住宅として、大阪市内に登録された住宅を、以下のサイトで検索できます。 (サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム)https://www.satsuki-jutaku.jp/-search/index.php	大阪市都市整備局 安心居住課 ●TEL:6208-9648 ●FAX:6202-7064
大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度	高齢者、低額所得者、障がい者、外国人、子育て世帯等の入居を拒まない賃貸住宅と、その仲介を行う協力店、入居の支援を行う団体や相談の窓口等を、以下のサイトで検索できます。 (あんぜん・あんしん賃貸検索システム)http://sumai.osaka-anshin.com/	大阪府住宅まちづくり部 都市居住課 ●TEL:6210-9707 ●FAX:6210-9712

大阪市立 住まい情報センター

を利用しませんか

相談専用電話 (06) 6242-1177

住まいに関するご相談をお受けしています **無料**
(随時/窓口相談・電話相談)
 公的賃貸住宅などの住まい探しをはじめ、住まいを購入するときや建てるときの一般的注意点、分譲マンション管理に関する情報や大阪市を中心とした住宅施策などに関するご質問に、窓口または電話で相談員が対応します。まずは相談内容をお聴きして、問題点の整理・解決のために必要な知識や情報を提供します。英語、中国語、韓国、朝鮮語にも対応します。(外国語対応は17時まで)



住まいのライブラリー



住まいの専門家相談
(予約制/面接相談) 無料
 お申し込み際に際しては、相談員が一般相談で内容をつかがってから予約します。
 ■ 住まいの法律 ■ 住まいの資金計画
 ■ 建築・リフォーム ■ 分譲マンション(法律)
 ■ 分譲マンション(管理一般)
 実施日等についてはお問い合わせください。
住まいのライブラリーで図書・雑誌などを利用できます 無料
 住まいやくらし、大阪に関する図書、建築本や雑誌、機関誌、ミニコミ誌、企業広報誌、絵本などを自由に閲覧していただけます。また、図書の貸し出しも行っています(一部を除く)。
ホール・研修室・ギャラリーをイベントや展示会・サークル活動・会議・研修会の場としてご利用いただけます 有料

住まい探しや情報収集をサポート



防災情報コーナー



3階 ホール



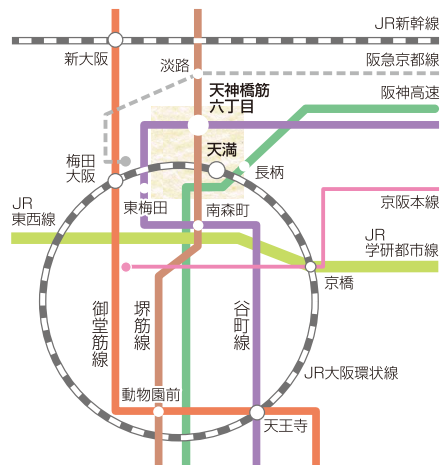
定員: 机利用の場合/150席
 椅子のみの場合/300席
 ※控え室もあります。

5階 研修室



定員: 机利用の場合/54席
 椅子のみの場合/70席
 ※研修室は区切って、少人数でもご利用いただけます。

インフォメーション



交通アクセス

- Osaka Metro谷町線・堺筋線、阪急電鉄「天神橋筋六丁目」駅下車3号出口直結
- JR大阪環状線「天満」駅から北へ約650m
- お車でお越しの場合は阪神高速道路「守口線」長柄出口 都島通り経由、約500m

開館時間

- 4階 住情報プラザ(相談・ライブラリー)
平日・土曜日/9:00~19:00
日曜日・祝日/10:00~17:00
- 3階 ホール/5階 研修室・会議室
平日・土曜日/9:00~21:00
日曜日・祝日/9:30~17:00

休館日

- 火曜日(祝日の場合は翌日)
- 祝日の翌日(日曜日、月曜日の場合を除く)
- 年末年始(12/29~1/3)
※上記のほか臨時休館する場合があります。

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4-20 TEL.06-6242-1160 FAX.06-6354-8601
 おおさか・あんじゅ・ネット <http://www.osaka-angenet.jp/>



MESSAGE BOARD

大阪市では、建物の外観の特徴を活かした改修やまちなみに配慮した整備（『修景』といいます。）を促進し、地域魅力の創出を図る事業に取り組んでいます。

「昔の雰囲気を残して外観を補修したい」「建物の特徴が引き立つようにライトアップしたい」「壁に古い装飾があるけど残すべきかな？」など、『修景』に関するいろいろな相談を無料でお受けしたり、地域魅力の創造・発信につながる建物の修景工事費補助を実施したりしています。令和元年度に補助を行った建物4件は写真をごらんください。『修景』にご関心のある方は、お気軽にご相談ください。

事業の詳細はホームページに掲載しています。

大阪市 地域魅力

検索



【お問い合わせ】

都市整備局まちなみ環境グループ TEL:06-6208-9631

建物を活かした地域魅力の創出に向けて ～修景促進の取組み～

大阪市地域魅力創出建築物修景事業



にほんきりすときょうだんなにわきょうかい
日本基督教団浪花教会
(中央区)



きたがきやくひんほんてん
北垣薬品本店
(中央区)



げんがしおんせん
源ヶ橋温泉
(生野区)



ひさきんぞくこうぎょうかぶしがいしや
久金属工業株式会社
(西成区)

今回誌面に紹介しきれなかった「特集」の写真をfacebookに掲載します。ぜひご覧ください。



大阪市立住まい情報センター

検索



あんじゅ読者
アンケートに
ご協力ください

住まい情報センター制作スタッフ

がとびごびごびしました。

取材に応じてくださった皆様に改めてお礼申しあげます。ありがとうございました。

していました。

あると感じながら、お話を伺い

3軒、それぞれに「そこに人がい

のだ」という言葉が大変印象的で

空間を同一にするだけでもよい

先日、絵本を通して「共生」につ

あんじゅ
編集通信

以下、広告です。広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。「広告掲載」のお問い合わせは、大阪市立住まい情報センター TEL: 06-6242-1160

住宅ローンやカードローンの返済などの相談に、カウンセラーがおこたえます。

カウンセリングサービス

毎週水曜日 午前10時～午後4時 **相談無料**
事前に予約が必要です。まずはお電話ください。

06-6942-1612

※通話料がかかります。

【こんな相談できます。】

- ◎ わたしの場合、いくら借りられるの？
- ◎ 出産や子育て、定年などを考えた住宅購入資金計画は？
- ◎ 返済がしんどいけど、どうすればいいの？
- ◎ わが家にあった返済方法や、返済を軽減する方法は？

知りたい
ことも、

お困りの
ことも。

なんでも、ご相談ください。



詐欺に
ご注意を！

●これって
オレオレ詐欺？

●投資勧誘、未公開株など、うまい話は…？

銀行に関する知りたいことも、
お困りのことも、お電話ください。

わたしたちは、ローンやクレジットの利用に関するご相談、
預金の預入れや事業資金の借入れなど、
銀行取引に関するさまざまな疑問にお答えしています。

06-6942-1612 相談無料

【受付】月曜日～金曜日（祝日および銀行の休業日を除く）
午前9時～午後5時（通話料がかかります）

銀行とりひき相談所

一般社団法人大阪銀行協会 大阪市中央区谷町3丁目3番5号

大阪市立 住まい情報センター セミナー・イベントガイド 2020年

※新型コロナウイルス感染症拡大の防止等やむを得ない状況により、セミナーを中止する場合がございます。その場合は「住まい・まちづくり・ネット」等でお知らせします。

1 住まい情報センター 主催イベント

住まい情報センターが主催するセミナー・イベントです

■住まいの基礎知識

住まいを購入する(全8回)

第1回 自分に合った住まい探し

「はじめての住宅購入～不動産購入の流れと注意ポイント～」

- 日時:令和2年4月19日(日)13:30～15:30
- 場所:3階ホール
- 講師:渡邊和英(一社)大阪府宅地建物取引業協会研修インストラクター
- 定員:50名(申込先着順)

個別相談のみ当日抽選

第2回 新築戸建住宅編【セミナー】

「初めての住まい、楽しい住まい。～家族に合う家?それぞれのプロフェッショナルの違い～」

- 日時:令和2年5月9日(土)14:00～16:00
- 場所:3階ホール
- 講師:眞野サトル(一級建築士、(公社)日本建築家協会)
- 定員:50名(申込先着順)
- 個別相談会:定員3組(1組30分)

第2回 新築戸建住宅編【見学会】

「3階建て+αでもつながる、家族と猫の楽しむ住まい。」

- 日時:令和2年5月23日(土)13:00～15:30(2部制)
- 場所:大阪市内(予定)
- 講師:眞野サトル(一級建築士、(公社)日本建築家協会)
- 定員:20名(申込多数の場合は抽選)
- 申込締切:5月9日(土)

住まいの維持管理(全3回)

第1回 戸建て住宅のメンテナンス

- 日時:5月17日(日)13:30～15:30
- 場所:3階ホール
- 講師:妹尾和江(JSHIホームインスペクター)ほか
- 定員:50名(申込先着順)

住まいを借りる

「家を借りて住む～家探し・契約・引っ越しから退去まで～」

- 日時:令和2年6月7日(日)13:30～16:00
- 場所:3階ホール
- 講師:(一社)大阪府宅地建物取引業協会研修インストラクター、近畿運輸局 大阪運輸支局
- 定員:50名(申込先着順)

DIYワークショップ

住まいをセルフメンテナンスしよう(2日間開催)

- 6月13日(土)・14日(日)両日とも13:30～16:30
※同じ内容です。どちらか1日を選んでください。
- 場所:3階ホール
- 講師:妹尾和江(JSHIホームインスペクター)ほか
- 定員:各回60名(申込多数の場合は抽選)
- 参加費:500円(お1人につき)
- 申込締切:5月30日(土)

2 住まい情報センター タイアップイベント

住まい情報センターと住まい・まちづくりの専門家団体等が共催するセミナー・イベントです

■タイアップ+Plusセミナー

住宅診断入門

～やってみようセルフチェック実地研修～

- 日時:5月9日(土)10:00～12:30
- 場所:大阪府枚方市
- 講師:NPO法人日本ホームインスペクターズ協会 公認ホームインスペクター
- 定員:20名(申込多数の場合は抽選)
- 申込締切:4月25日(土)
- 団体:NPO法人日本ホームインスペクターズ協会

■タイアップ+Plusセミナー

シニアライフ予備校(高齢期の住宅売買編)

- 日時:5月30日(土)10:30～16:30
- ①「高齢期の住宅売買の基礎知識」
10:30～12:00
- ②「高齢期の住宅売買の注意点」
13:00～14:30
- ③「高齢者住宅への住み替えの基礎知識」
14:45～16:30
- 場所:3階ホール
- 講師:
①山田哲也(宅地建物取引士)
②山下明彦(税理士)ほか司法書士、弁護士
③岡本弘子(一社)日本シニア住宅相談員協会代表理事)
- 定員:100名(申込先着順)
- 団体:シニアライフSOS

参加申し込み方法

- ホームページからの申し込み
申し込みは開催日の約2カ月前からになります。

住まい・まちづくり・ネット
▶<https://www.sumai-machi-net.com/>



- はがきまたはFAXで申し込み
記入事項を明記し、下記の住所、FAX番号へお申し込みください。
〒530-8582(住所不要)大阪市立住まい情報センター4F FAX:06-6354-8601
- 記入事項:イベント名、住所、名前(フリガナ)、年齢、参加希望日、電話番号、手話通訳希望の有無、個別相談希望の有無など

- 特記以外参加費は無料、要事前申し込み、申込先着順の場合は、定員になり次第締切。抽選の場合は、締切後も定員に満たない場合は引き続き募集します。
- 申し込みの際の個人情報は、主催者で適切に管理し、イベントに関する連絡、統計データおよびイベント保険(必要な場合)への加入にのみ利用します。

- 手話通訳をご希望の方は開催2週間前までにお問い合わせください。

【注意】一部のイベントを除き、参加証の発送はありません。
「申込先着順」のイベントにお申し込みいただいた場合は、イベント開催当日、直接会場にお越しください。「抽選」の場合に限り、ハガキかEメールで当落をお知らせします。

以下、広告です。広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。「広告掲載」のお問い合わせは、大阪市立住まい情報センター TEL:06-6242-1160

住まいづくりについてご相談ください

- 「住宅を建てたいけどどこに頼んだらいいかわからない・・・」
- 「考えている予算でどんなことができる？」
- 「もっと住まいを住みやすく変えたい!でもどうすれば・・・?」



安心・理想の住まいづくりをかなえるなら

住まいづくりの専門家・建築士にお任せください

お問い合わせは・・・公益社団法人 大阪府建築士会

住宅仲間

クリック!

住宅を設計する仲間達

TEL 06-6947-1961 FAX 06-6943-7103

<http://www.jutaku-nakama.com/>

大阪くらしの今昔館 催し物ガイド 2020年



※新型コロナウイルス感染症拡大の防止等で、会期が変更になる場合があります。「大阪くらしの今昔館」ウェブサイト等でご確認ください。

企画展

企画展示室

■和紙の建築模型 建築起こし絵図—茶室と社寺と即位図と (みどころ)

・和紙の建築模型は起こし絵図ともいいます。7年をかけて修復した重要文化財「大工頭中井家関係資料」の中から、茶室や社寺、そして御所の即位図を精選し、建築空間の魅力を楽しんでいただけます。併せて茶室「養庵」(大徳寺玉林院・重要文化財)の原寸模型を展示し、実物大の建築空間も体験していただけます。

- ◆会 期:4月25日(土)~5月31日(日)
- ◆入 館 料:企画展のみ300円



吉田神社大元宮起こし絵図(重文)



■景聴園×今昔館 (みどころ)

・現代作家グループ景聴園(けいちょうえん)による今昔館とのコラボレーション展。日本画を学んだ5名の若手作家が今昔館の収蔵品を紐解く中で得た新たな発見を、絵画作品を中心にそれぞれの表現で展開します。

- ◆会 期:6月20日(土)~7月26日(日)
- ◆入 館 料:企画展のみ300円



過去の展示会場の様子

常設展

■夏の飾り

・4月11日(土)~9月6日(日)

■季節のしつらい

■建具替(夏建具)

・4月11日(土)~9月6日(日)

イベント

■座敷舞

・4月5日(日) ・時間:14:00~15:00
・山村流の立ち方が華やかな舞を披露します。
・出演:山村若女御一門 井上満智子連中

■町家寄席—落語

・①4月15日(水) ②6月17日(水)
・時間:14:00~15:00
・江戸時代へタイムスリップ!大坂の町家で落語を聞いてみませんか。

・出演:桂出丸他

■町家でお茶会

・①4月19日(日) ②6月21日(日)
・時間:13:00~15:00

・町家の座敷でお抹茶を一品
楽しみませんか。

・茶菓代:300円

・定員:先着50名

■上方芸能まつり

・①講談 5月3日(日・祝) 旭堂南左衛門他
②和楽器のしらべ 5月4日(月・祝) 菊聖公一他
③落語 5月5日(火・祝) 笑福亭學光
④落語 5月6日(水・休) らくてん会
・時間:14:00~15:00(らくてん会は15:30まで)
・江戸時代の大坂の町家で落語や講談、邦楽をお楽しみください。

■今昔庵茶会—お煎茶—

・5月17日(日)
・時間:13:00~15:30
・茶菓代:300円
・定員:先着50名
・おいしい玉露と風雅な時間をお楽しみください。
季節の和菓子付きです。

■筑前琵琶

・6月6日(土)
・時間:14:00~15:00
・伝統的な和楽器の響きをお楽しみください。
・出演:竹本旭将他

ワークショップ

■一閑張りの小物入れを作ろう

・4月11日(土) ・時間:①13:30 ②14:30
・材料費:200円
・当日先着各回10名

■綿繰りと糸紡ぎ体験

・4月25日(土) ・時間:13:30~15:00
・参加費無料
・定員なし
・講師:安中新田会所跡旧植田家住宅学芸員

■兜を作ろう

・5月5日(火・祝) ・時間:①13:30 ②14:30
・材料費:100円 ・当日先着各回10名

■紋切り—江戸時代の切り紙あそび

・5月9日(土) ・時間:①13:30 ②14:30
・材料費:100円 ・当日先着各回10名

■つまみ細工を作ろう

・5月23日(土) ・時間:①13:30 ②14:30
・材料費:300円 当日先着各回10名

■木版画はがきを刷ろう

・6月13日(土) ・時間:13:30~15:00
・材料費:200円 ・定員なし

■折り染めりて小物を作ろう

・6月27日(土) ・時間:①13:30 ②14:30
・材料費:200円 ・当日先着各回10名

■おじゃみ(お手玉)を作ってみよう

・毎月 第2日曜日 ・時間:14:00~16:00
・材料費:100円 ・当日先着15名

■折り紙で遊ぼう☆折り紙を折ろう

・偶数月 第3土曜日
・時間:13:30~15:00
・材料費:100円 ・当日先着16名

■折り紙で遊ぼう☆鶴のつなぎ折り

・奇数月 第3日曜日
・時間:①初級13:30~ ②中上級14:30~
・材料費:100円 ・当日先着各回8名

見て聞いて楽しむ

■絵本で楽しい時間

・毎月 第4日曜日 ・時間:14:00~14:30

■今昔語り

・4月19日(日)、5月17日(日)、6月21日(日)
・時間:14:30~15:00

■紙芝居

・毎月 第3日曜日 ・時間:11:00~12:00

■上方ことば塾

・毎月 第2日曜日 ・時間:14:30~15:00

大阪について学ぶ

■町家ツアー

・時間:平日・土曜11:30~、14:30~
日曜・祝日は13:10~もあります。

■町の解説

・毎月 第1・3日曜日 ・時間:13:00~16:00

※やむを得ない状況により、催し物を中止する場合がございます。
その場合は「大阪くらしの今昔館」ウェブサイト等でお知らせします。

大阪市立住まいのミュージアム

大阪くらしの今昔館



【9階にわ町家の歳時記】
江戸時代の大坂の町並みを
実物大で再現。大通りには、
風呂屋や本屋、薬屋などが並
び、ひととき高い火の見櫓も。
路地を抜けると裏長屋の庶
民の生活をかいま見ることが
できます。

【8階モダン大阪パノラマ遊覧】
近代大阪の代表的な住まいと
暮らしをジオラマや資料で再現。

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4-20(住まい情報センター8階)

TEL:06-6242-1170 FAX:06-6354-8601 URL:http://konjyakukan.com/

開館時間

10:00~17:00(入館は16:30まで)

休館日

火曜日 年末年始 その他臨時閉館・臨時休館あり
4月~6月の休館日 4/6、7、8、9、10、14、21、28
5/12、19、26、6/2、9、16、23、30

入館料

一 般 600円/団体500円(20人以上)
高・大生 300円/団体200円(20人以上)
※中学生以下、障がい者手帳等持参者(介護者1名含む)、
市内居住の65才以上無料(要証明書原本提示)
※企画展示の観覧料は別途必要です。

交通機関

●Osaka Metro谷町線・堺筋線、阪急電鉄『天神橋筋六丁目』駅下車
3号出口より住まい情報センター建物の地階へ連絡、エレベーターで8階へ
●JR大阪環状線『天満』駅から北へ約650m

・入館料(常設展)が必要です。 ・費用の記述のないものは参加無料です。 ・茶菓代・材料費は、当日お支払いください。
・予告なく変更することがあります。事前にお確かめください。 ・定員がある当日先着イベントは8階受付で12時から参加券を発行します。

付き合いの原点 井戸端会議

谷 直樹（大阪くらしの今昔館館長）



江戸時代の裏長屋の井戸端会議（モデルは大阪くらしの今昔館のボランティア・町家衆）。

「京の門掃き」という習慣がある。京都の人は、表の道路を掃除する時、間口より少しだけ隣家に入り、道路の中心線をわずかに越えた範囲を掃き清めて水を撒く。これが昔からの作法である。隣人に干渉せず、かといって無視もしない。誇り高い京都人は、表の付き合いを大切にしたのである。

江戸時代の京都には、「町式目」と呼ばれる掟書があった。そこには、町での付き合についての様々な定めが成文化されている。同じ時期の大坂にも「町中式目」「勘定仕法」と呼ばれる掟書があった。大阪くらしの今昔館には、宝暦六年（一七五六）に定められた、本町一丁目の「掟」が所蔵されている。そこには、こんな申し合わせがある（参照：資料紹介「本町一丁目町式目」『大阪市立住まいのミュージアム研究紀要・館報』第4号平成17年度）。

一丁内軒下并大道銘々勝手二高ク
致間敷候
一家屋敷普請仕候節、地形隣家方格
別高ク仕間敷候

この掟からは、町内、とりわけ隣近所



本町一丁目の町式目「掟」の表紙(右)と冒頭部分(左)。

と協調して、町家の前の道路や地形（建築の地固め）を築くときに勝手なことをしないように戒めていることが分かる。大坂は京都より大都市で、人口移動も激しいので、詳細な取り決めをして町中に徹底させたのであろう。近代になると、京も大阪も道路の管理は役所の仕事に移り、町の掟は廃止される。しかし、伝統を重んじる京都では「門掃き」のような習慣が残り、近代都市への転換が早かった大阪では、このような習慣が廃れて



いったのであろう。

一方で、裏長屋の借家人たちには、別の付き合いがあった。今昔館の近世展示室に再現された裏長屋の路地の奥には、住民のための生活共同施設が配置されている。共同井戸と共同便所である。

江戸時代の大坂の井筒(井戸枠)は「豊島石の全石を穿ち貫きて制す」(『守貞謄稿』)とあるので、今昔館では瀬戸内海に浮かぶ香川県の豊島から豊島石を取り寄せて井戸枠を作った。しかも使い古したようにエイジング(時代色)を施して当時の様子を再現し、井戸釣瓶も設けた。「つるべ」と聞くと、落語家の名前を連想する人が増えているが、こちらが元祖である。本来、釣瓶は水をくみ上げる桶のことであったが、やがて滑車も含めて井戸釣瓶と呼ぶようになった。

井戸の周りは、裏長屋のおかみさん連中が、いわゆる「井戸端会議」に花を咲かせた場所である。大正十二年(一九二二)に桂文雀(一八六九〜一九三九)が演じた「長屋議會」という落語のテキストデータがネットに公開されている(世紀末亭)。「議會」という演目から大正頃の新作と思われるが、その内容は江戸時代と大きく

変わらない。その一節を読んで、裏長屋の付き合いを想像していただきたい。

●まあ聞きなはれや、あのお方、何かによお気の付く偉い人やし。昨日の朝から家来てやってな「ご飯炊きかけてんねんけども、割木が足らんさかいに」「三本貸してくれんか」言うてやの。わたいな「そんなこと遠慮しなはん、近所同士ご互い、わたいとこかてまた足らんもんがあつたら借りに行くねやさかい、遠慮せんと使いなはれ」言うてな……大きな声で言われんけど、家の親っさんこないだそお、ドブ板盗んできてせえだいい割つたやろ、あの踏み板の割つたん二枚貸したげたん。ほたら、今朝になつたらな、まあ上等の割木四本も返してくれはんねん。燃やしつけても火いの効きが倍から違いまっしゃろ……せやさかいわてな、あのお方、大したもんや思て一人褒めてんのん。(中略)

■わたいかて、こないだ入って行つたらな、ほたら、焼き豆腐のおかずや。ほてな「加減見てくれ」言いはるさかいな「こんな色の薄いもん食べられへん、お焼きはしんみり炊かないかさかいな、うちの醤油持ってきて貸したげまっさ」て、こ

ない言うたらな、ほたら「醤油、ぎょくさもある」と言いはんのん。「あるやろどけど、うちの醤油まあいっぺん使いなはれ、そら焼き豆腐によお合うねやさかい」ちゅうてな、わて走って戻つてな、湯飲み一杯持つて行って目の前でぶつちやけてきたん。あれ、当然、辛ろおて食べられへんやろ思てたん。それでもやっぱりな、湯飲みにちやんと二杯持つてきて返してくれはんねん。

このように、井戸端会議は、生活を共にする井戸に集つて、おかみさん連中がたわいのない話や噂話に興じたものであった。

裏長屋の付き合いは、近代になつても庶民の間で継承された。今昔館の近代展示室にある「空堀商店街(昭和十三年)」の模型を見ると、路地の一面に、おかみさんの立ち話や子どもたちの行水姿がある。しかし、同じ時期の郊外の新しい住宅地を再現した「大坂新開地」模型には路地や裏長屋がない。

これは「大坂府建築取締規則」などの法律によって路地や裏長屋が許可されなくなったことによる。江戸時代以来の大坂の庶民の付き合いが姿を消していったのである。

近代の大坂は、市域が年輪のように拡大し、そこに仕事を求めて他県から大勢の労働者が流入してきた。一方で、船場のような都心では、住人が郊外の住宅地に転居し、空洞化していった。この二つの現象が重なって、伝統的な付き合いが消滅していったのである。



空堀の路地の付き合い。



大阪くらしの今昔館 
news

●
volume.75

行って、見て、発見!

城北バス住宅

谷 直樹 (大阪くらしの今昔館館長)

— シェアして暮らす —

太平洋戦争末期の空襲で、大阪は約一万五千人が犠牲になり、市内は焼け野が原と化した。焼け跡では九千世帯が雨風をしのぐだけの壊舎生活を余儀なくされた。

戦後、大阪市は市営住宅の建設を再開したが、その中に「バス住宅」と呼ばれる仮設住宅があった。これは廃車になった木炭バスを住宅に再利用したもので、旭区豊里町(現在の旭区大宮五丁目「城北バス住宅」と都島区友洲町(現在の都島区毛馬「毛馬バス住宅」)に設置された。当時の新聞によると、城北バス住宅は昭和二年一月七日に車体が運び込まれ、「便所、炊事場、洗濯場などの共同施設を囲んだ円形に並ぶこのバス住宅は、四つのガラス窓を残してあとはベニヤ板張り、内部は前と後ろに三段の棚をつけ、四畳半ぐらいの部屋にした上で貸しつけられる。」(毎日新聞、同月九日号)と記されている。

大阪くらしの今昔館では、戦災からの復興を代表する住まいとして、城北バス住宅を模型で再現することにした。根拠にした資料は、西山卯三氏(元京都大学教授)が昭和二年一月一六日に採取した図面で、T氏宅(祖母のいる五人家族と、中央にある共同炊事場・便所の間取りが分かる。それによると、バス住宅の内部は新聞記事にも書かれた棚があり、住人の改造であろうか、床は畳敷き、窓に引き違いの紙障子をはじめこみ、ミシン、ラジ



オ、七輪、衣桁がそろえられていた。バスの乗降口の横に台所が増築され、車のシャーシは薪置き場になってタライを干している。共同炊事場には流しと調理台、そして洗濯場があり、隣接して四穴の共同便所が設けられている。バス住宅の住人は平均三、四人、中には九人という超過密な世帯もあり、夏は太陽の輻射熱で蒸し暑く、冬は冷え込みが厳しい、住宅としては不完全なものであった。しかし、住宅難と激しいインフレの時代に、家賃は五五円と安く(当時ののがき代(二円)を基に換算すると現在の一七〇〇円程度)、隣近所とのつながりも深かったため住み続ける人も多かった。城北バス住宅は昭和二六年に用途廃止になったが、毛馬バス住宅は昭和三〇年まで一〇年近くも存続した。

今昔館のバス住宅模型を設計した建築家の加藤恭子氏は、「穏やかな空気に包まれたくらしと復興への兆しが表現できるように心がけられました。(中略)平和のありがたさをつたえられます」という設計意図を書いている(加藤恭子「大阪市営賃貸住宅「バス住宅」の模型と設計」『大阪市立住まいのミュージアム研究紀要・館報』第2号平成15年度)。

大阪くらしの今昔館の近代展示室「城北バス住宅」。廃車になったバスを円形に並べていた。